

## 議案第43号

### 日進市使用料及び手数料条例の一部改正について

日進市使用料及び手数料条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年6月4日提出

日進市長 近藤 裕 貴

#### 1 提案理由

この案を提出するのは、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、日進市使用料及び手数料条例の一部を改正する必要があるからであります。

#### 2 主な改正点

通知カードの再交付手数料に関する規定を削る。

日進市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日  
 条 例 第 号

日進市使用料及び手数料条例(平成12年日進市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表第2(第3条関係)					別表第2(第3条関係)				
種類	単位	金額	徴収の時期	備考	種類	単位	金額	徴収の時期	備考
略			略 交付	略	略			略 交付	略
住民基本台帳閲覧手数料	1件につき	200円	のとき	1人につき1件とする。	住民基本台帳閲覧手数料	1件につき	200円	のとき	1人につき1件とする。
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付手数料	1枚につき	800円	交付申請のとき又は交付のとき		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第7条第1項に規定する通知カードの再交付手数料	1枚につき	500円	交付申請のとき	
略					略				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。